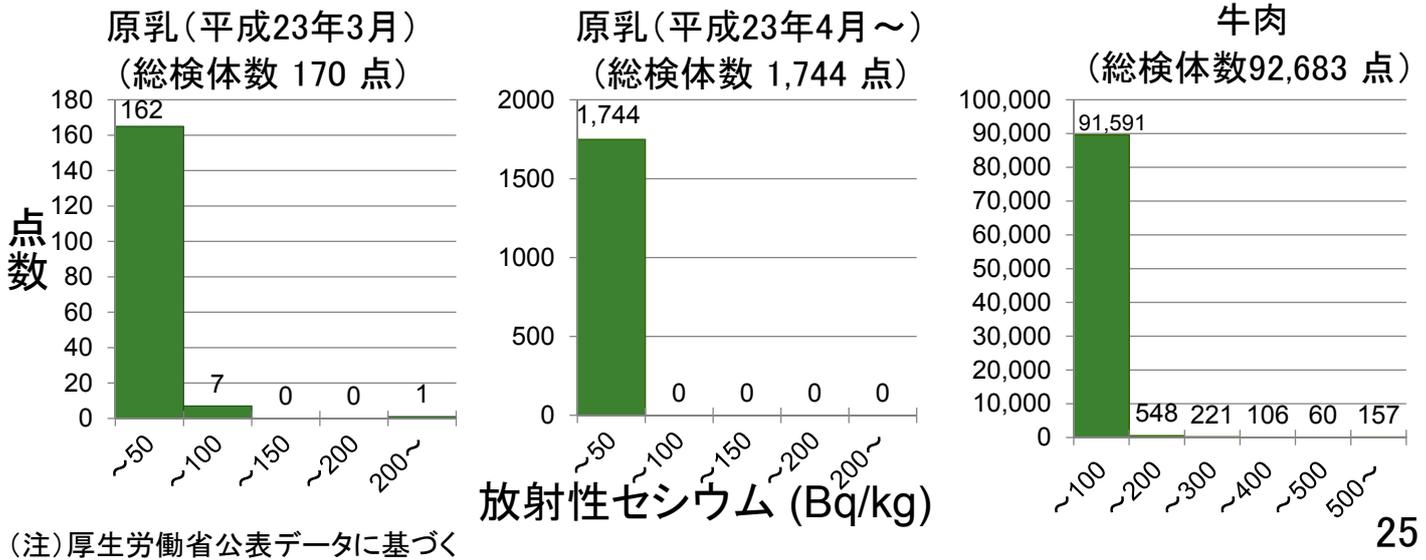


原乳・牛肉の検査結果(23年度末まで)

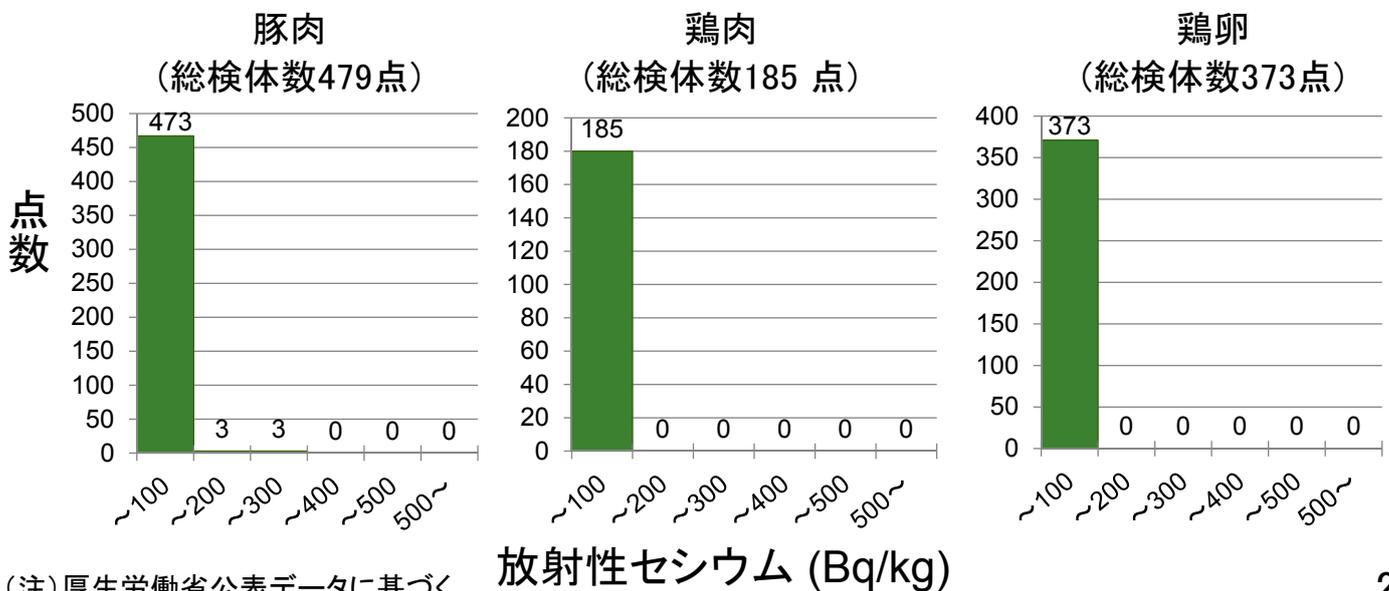
- 原乳については、原発事故当初に200 Bq/kgを超過したものがあつたが、平成23年4月以降は全て50 Bq/kg以下。
- 牛肉については、高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の給与により500 Bq/kgを超過。



25

豚肉・鶏肉・鶏卵の検査結果(23年度末まで)

- 豚、鶏はトウモロコシ等の輸入飼料への依存度が高く、これまで検査した豚肉・鶏肉・鶏卵については大部分(99%)が100 Bq/kg以下。



26

畜産物の安全確保

- ① 新基準値に対応した飼養管理の徹底
- ② 放射性物質検査
- ③ 検査結果に応じて出荷制限

により安全確保。

27

新基準値に対応した飼養管理

飼料の暫定許容値の改訂

食品の新基準値(食肉100 Bq/kg、牛乳50 Bq/kg)を超えない食肉や牛乳が生産されるよう、飼料の暫定許容値を改訂

	旧暫定許容値(Bq/kg)	新暫定許容値(Bq/kg)
牛	300*	100
豚	300	80
鶏	300	160
養殖魚	100	40

※例外として、一定の条件を満たす場合は3,000 Bq/kg。

家畜の飼養管理等の指導

1. 飼料の新暫定許容値以下の粗飼料(牧草等)を給与するなどの適切な飼養管理の徹底
2. 新暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進
3. 代替飼料確保や牧草地の除染対策の支援

28

畜産物の放射性物質検査

■ 放射性物質検査の強化

① 牛肉の全頭・全戸検査

23年度は出荷制限対象4県(岩手、宮城、福島、栃木)に限定し、出荷の条件として全頭・全戸検査を実施

→ 24年度は、茨城、群馬、千葉でも、モニタリング調査として全戸検査を実施

② 乳の検査頻度

23年度は2週間に1度検査を実施

→ 24年度は、7県(岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉)では、1週間に1度に強化

29

平成24年度の検査結果(12月31日現在)

		検査点数	基準値超過	備考
原乳		1,832	0	基準値: 50 Bq/kg
牛肉	9月末まで	61,132	0	平成24年9月30日までは基準値は500Bq/kg。100 Bq/kg超過の4点は、市中には流通していない(自粛)。
	10月以降	45,999	2	基準値: 100 Bq/kg
豚肉		617	1	—
鶏肉		226	0	—
鶏卵		324	0	—

(注1) 備考欄に記載したもの以外は、基準値は100Bq/kg。

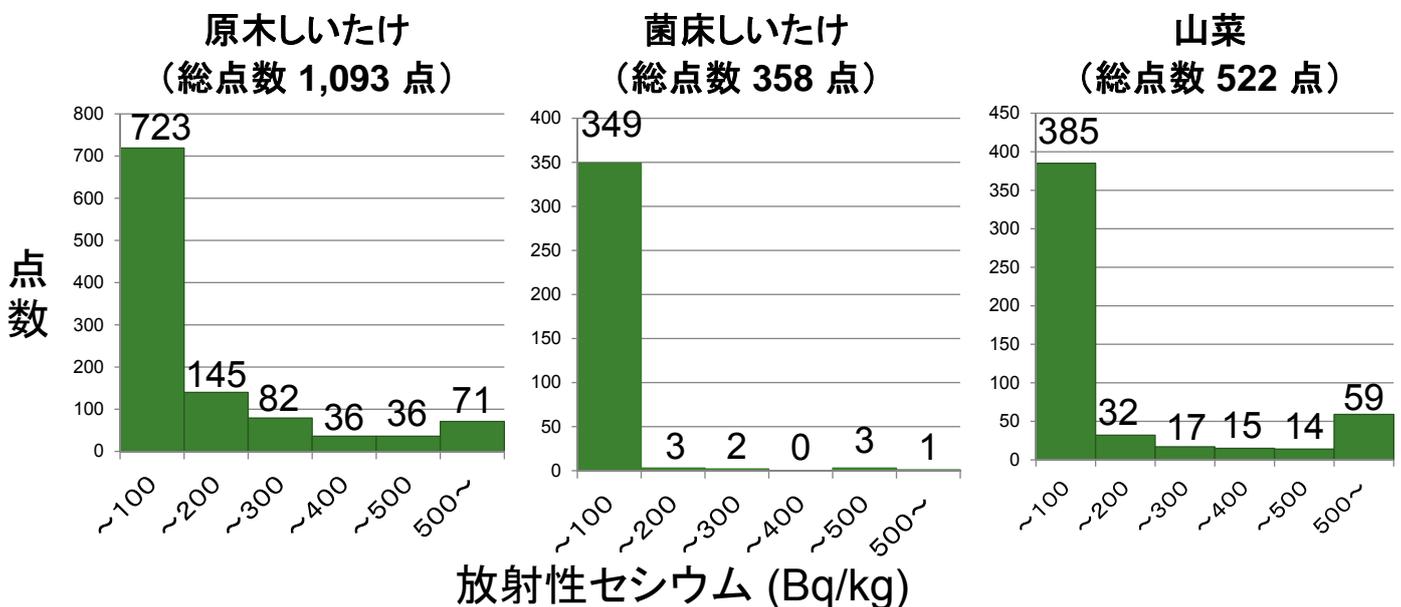
(注2) 平成24年12月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づき集計。

30

各品目の対応 (4) 特用林産物(きのこ等)

きのこ等の特用林産物の検査結果

基準値(100 Bq/kg)を超えたものは、原木しいたけでは全点数の約33%、山菜では全点数の約26%。



(注) 平成24年3月31日までに採取された検体について厚生労働省が公表したデータに基づき作成。

きのこの等の特用林産物の安全確保

- 安全な生産資材の導入、放射性物質による汚染の軽減
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

具体的な取組

1. 安全なきのこ原木の確保
(きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)
2. きのこ原木・ほだ木の除染や簡易ハウス等の導入
3. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及
4. ホームページ、パンフレットによる情報発信、巡回指導



33

(参考)きのこ原木等の当面の指標値

- きのこ原木や菌床などは全国に流通する可能性。
- 安全なきのこを供給するため、きのこ原木・菌床などの安全基準として当面の指標値を設定。
- 指標値の設定後に新たに得られた調査結果及び食品中の放射性物質に関する新たな基準値に適合するように、指標値を改正。

改正前		改正後(H24.4月～)	
きのこ原木	150 Bq/kg	きのこ原木及びほだ木	50 Bq/kg
菌床用培地		菌床用培地及び菌床	200 Bq/kg

ほだ木:きのこ原木にきのこの菌を植えたもの

菌床:おが粉や栄養材等を混合した培地にきのこの菌を植えたもの

34

平成24年度の検査結果(12月31日現在)

- ・ 原木しいたけや山菜では基準値を超えたものがある。
- ・ 菌床しいたけで基準値を超過したものはない。

出荷制限指示(平成24年12月31日時点)

- ・ 原木しいたけ(露地栽培) : 6県(94市町村)
- ・ 原木しいたけ(施設栽培) : 4県(17市町)
- ・ 山菜(たけのこ・くさそてつ等) : 6県(85市町村)

	調査点数	基準値 超過点数	超過 割合(%)	24年3月までの 超過割合(%)
原木しいたけ	1,324	206	15.6	33
菌床しいたけ	668	0	0	2.5
山 菜	1,696	197	11.6	26

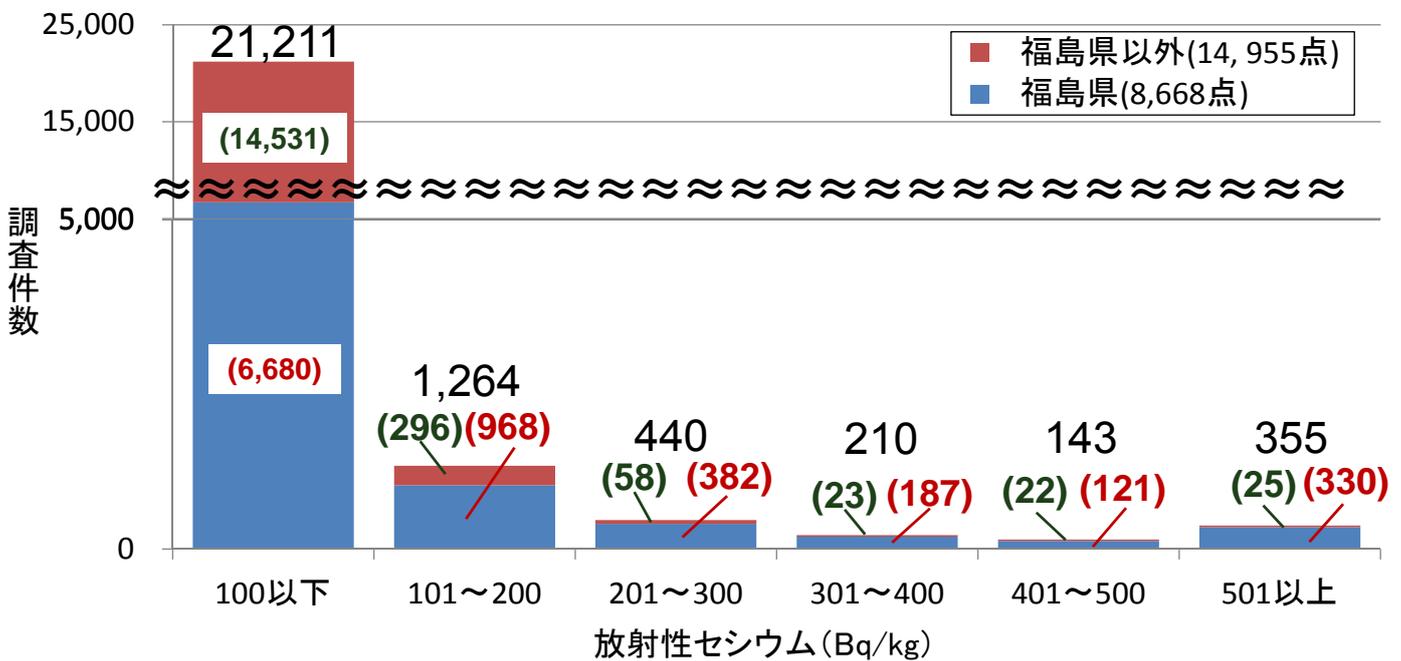
(注) 平成24年12月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づき集計。

35

各品目の対応 (5) 水産物

水産物の検査結果(全国:23,623点)

23,623点中21,211点(89.8%)が基準値(100 Bq/kg)以下



(注)・平成24年12月31日までに水産庁が公表したデータに基づき作成。

水産物の調査の考え方

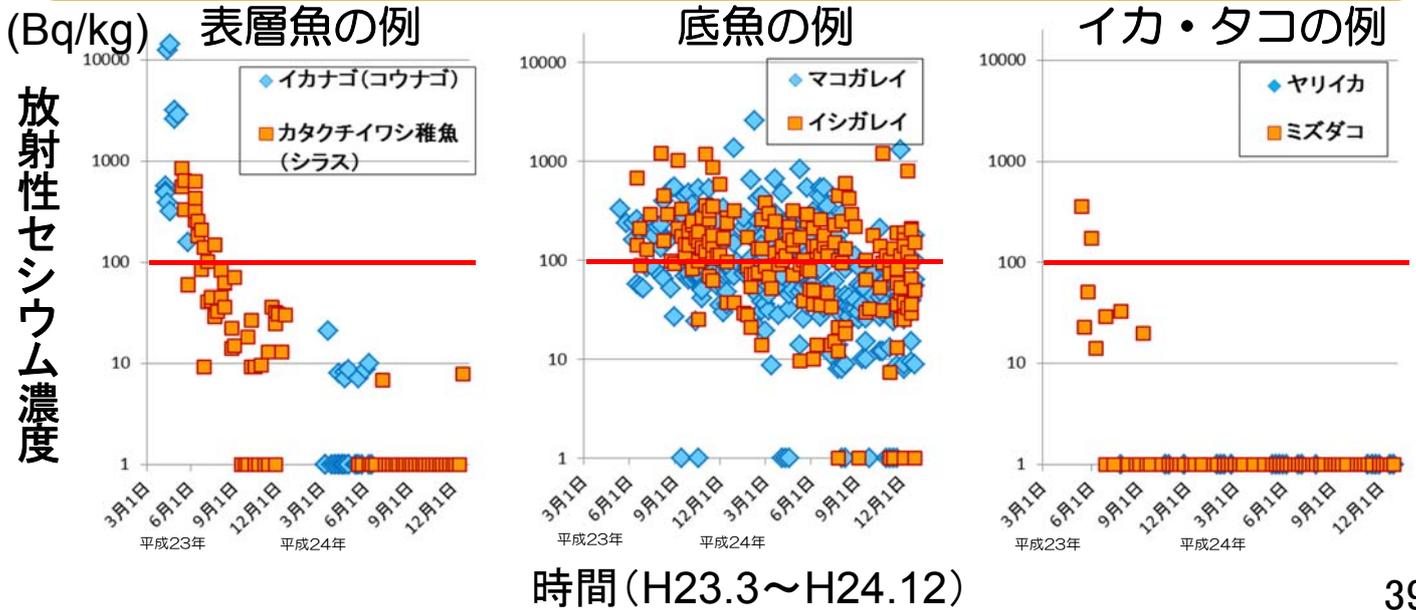
- 調査対象魚種の拡大や調査頻度の増加など調査を強化
 - ・50 Bq/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
 - ・近隣県の調査結果を参考

沿岸性魚種等 (例:コウナゴ、スズキ、カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚港で検体採取。表層、中層、底層等の生息域を考慮して調査。
回遊性魚種 (例:カツオ、イワシ・サバ類、サンマ等)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分(県境の正東線で区分)し、区域毎の主要水揚港で検体採取。
内水面魚種 (例:ヤマメ・ワカサギ・アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。

(注)平成24年12月15日現在

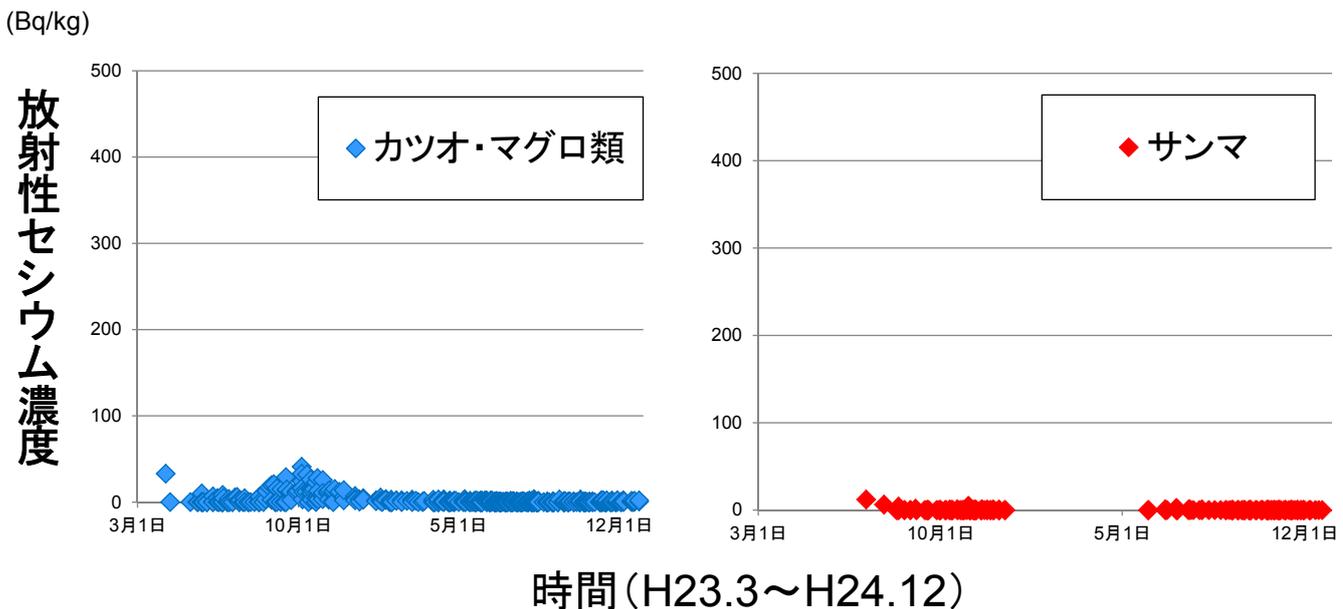
魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向(沿岸性魚種)

- シラス等の表層魚：時間の経過とともに基準値を下回る
 - カレイ等の底魚：現在でも基準値を上回る魚種が存在する
 - イカ・タコ、エビ・カニ、海藻類：基準値を下回る
- 生息域の環境や食性等が品目毎の傾向に関係



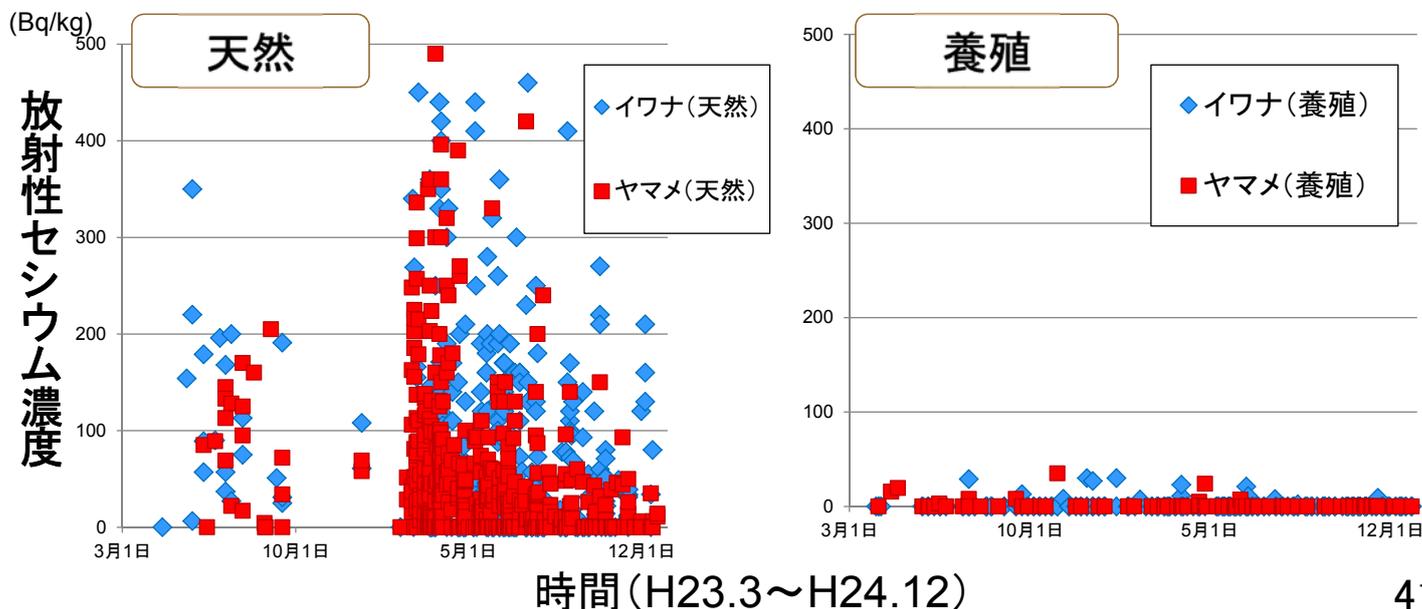
魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向(回遊性魚種)

- カツオ、マグロ及びサンマなどの回遊性魚種については、平成23年度より全て100 Bq/kg以下



魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向(内水面魚種)

○イワナ及びヤマメについては、一部地域の天然魚では基準値超えが見られる一方、養殖魚ではすべて100 Bq/kg以下



41

水産物に関する出荷制限(福島県)

食品の基準値を超え、かつ地域的な広がりが見られる場合、原災本部長が関係都道府県知事に対し出荷制限等を指示

摂取・出荷制限

海面	内水面
—	ヤマメ(新田川)

出荷制限

海面	内水面
ヒラメ等40魚種(福島県沖)	アユ・イワナ・ウグイ・コイ・フナ・ヤマメ・ウナギ(一部の河川等)

水産物に関する出荷制限(福島県以外)

出荷制限

	海面	内水面
岩手	マダラ・スズキ・クロダイ (岩手・宮城県境の正東線以南)	イワナ・ウグイ(一部の河川等)
宮城	マダラ(1kg以上の魚・宮城県沖)、 スズキ・クロダイ(宮城県沖)、ヒガンフグ・ヒラメ(金華山以南の宮城県沖)	イワナ・ウグイ・ヤマメ(一部の河川等)
茨城	シロメバル・スズキ・ニベ・コモンカスベ・イシガレイ・マダラ(茨城県沖)、ヒラメ(北緯36度38分以上の茨城県沖)	アメリカナマズ・ウナギ・ギンブナ(一部の河川等)
栃木	—	イワナ・ウグイ・ヤマメ(一部の河川等)
群馬	—	イワナ・ヤマメ(一部の河川等)
千葉	—	ギンブナ(手賀沼)

(注) 平成24年12月31日現在

43

水産物に関する自主規制

- 福島県や近隣の宮城県及び茨城県は、食品の基準値(100Bq/kg)を超える恐れのある水産物の出荷を控えるため、自主規制を実施

福島	福島県沖では全ての沿岸漁業及び底びき網漁業で操業を自粛(ただし、ミスダコ、ヤナギダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、ズワイガニ、沖合性のツブ貝(シライトマキバイ、チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ及びナガバイ)、キチジ、アオメエソ及びミギガレイを対象とした試験操業を除く。)
宮城	一部海域でアイナメの水揚自粛
茨城	海域別にアイナメ、ヒガンフグ及びアカエイ等の生産自粛

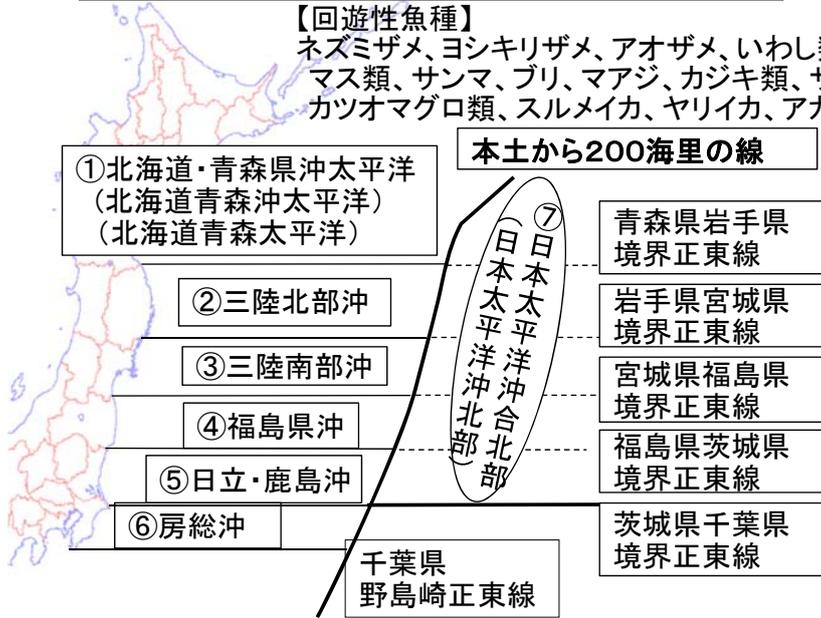
(注) 平成24年12月31日現在

44

消費者への原産地情報の提供

- 東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。
(平成23年10月～)

回遊性魚種の水域区分図



表示の例

